

事 務 連 絡
令和 3 年 7 月 12 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
医療機器審査管理課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の四十九第一項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令に基づく登録講習機関の公示について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の四十九第一項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 62 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記登録講習機関の名称等を別紙のとおり公示しましたので、お知らせします。

なお、登録講習の実施に当たり、各都道府県におかれては、協力方よろしくお願ひします。

記

特定非営利活動法人 Chankus フォーラム
一般財団法人保健福祉振興財団

※詳細については、別紙をご参照ください。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の四十九第一項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令に基づく登録講習機関を公示する件

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の四十九第一項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令（平成16年厚生労働省令第62号）第3条第1項の規定に基づき、登録講習機関の氏名又は名称及び住所、登録講習機関が行う総括製造販売責任者講習等の区分並びに当該登録した日を公示する。

令和3年7月2日

厚生労働大臣 田村 憲久

登録講習機関の 氏名又は名称	登録講習機関の 住所	登録講習機関が行う総括製造販売責任者 講習等の区分	登録した 日	備考 (講習業務を行う事業 所の名称及び所在地)
特定非営利活動 法人Chankusフォー ラム	千葉県習志野市 香澄6丁目14番 4号	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律施行規則第 百十四条の四十九第一項第三号に規定す る講習等を行う者の登録等に関する省令 (平成16年厚生労働省令第62号。以下「 登録省令」という。)別表「二 規則第 百六十二条第一項第一号に規定する講習 」、同表「二の三 規則第百六十二条第 三項第一号に規定する講習(プログラム高 度管理医療機器関連)」、同表「二の四 規則第一百七十五条第一項各号列記以外の	令和3年 3月29日	名称 特定非営利活動法人Cha nkusフォーラム運営事 務局 所在地 東京都府中市緑町1丁 目16番4号

		<p>部分に規定する講習(特定管理医療機器関連)」、同表「二の五 規則第一百七十五条第一項第一号に規定する講習(補聴器関連)」、同表「二の六 規則第一百七十五条第一項第二号に規定する講習(家庭用電気治療器関連)」及び同表「二の七 規則第一百七十五条第一項第三号に規定する講習(プログラム特定管理医療機器関連)」</p>		
<p>一般財団法人保健福祉振興財団</p>	<p>東京都千代田区平河町2丁目4番5号</p>	<p>登録省令別表「二 規則第一百六十二条第一項第一号に規定する講習」、同表「二の三 規則第一百六十二条第三項第一号に規定する講習(プログラム高度管理医療機器関連)」、同表「二の四 規則第一百七十五条第一項各号列記以外の部分に規定する講習(特定管理医療機器関連)」、同表</p>	<p>令和3年3月29日</p>	<p>名称 一般財団法人保健福祉振興財団熊本支部</p> <p>所在地 熊本県熊本市中央区保田窪1丁目10番38号</p>

	<p>「二の五 規則第一百七十五条第一項第一号に規定する講習(補聴器関連)」、同表</p> <p>「二の六 規則第一百七十五条第一項第二号に規定する講習(家庭用電気治療器関連)」及び同表「二の七 規則第一百七十五条第一項第三号に規定する講習(プログラム特定管理医療機器関連)」</p>	
--	--	--